

『すまい給付金』に係る 《現金取得者向け新築対象住宅証明書》

についてのご案内

『すまい給付金』とは

消費税率引上げに伴う住宅取得者の負担軽減を図るため、現金を給付する制度。

※詳しくは、国交省『すまい給付金』ホームページをご覧ください。 <http://sumai-kyufu.jp/>

【現金取得者向け新築対象住宅証明書】とは

住宅ローンを利用せず現金で住宅を新築するまたは新築住宅を取得する者が「すまい給付金」を申請する場合に必要な確認書類のひとつ。

◆業務区域

奈良県全域、京都府木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村

宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町

◆対象住宅及び住宅取得者の要件

- ・新築住宅（一戸建ての住宅、共同住宅・長屋）
- ・引上げ後の消費税率が適用される住宅
- ・平成26年4月1日から平成33年12月末までに引渡され、かつ、入居が完了した住宅
- ・床面積が50㎡以上の住宅
- ・施工中に次のいずれかの現場検査を受け、一定の品質が確認される住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価の現場検査
 瑕疵担保責任履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険検査
 住宅瑕疵担保責任保険法人による本給付措置のための現場検査

- ・次のいずれかの基準を満たす住宅

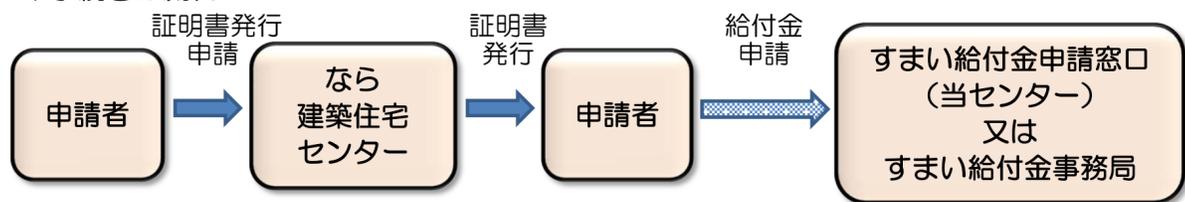
一次エネルギー消費量等級4以上、または、断熱等性能等級4の住宅
 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅
 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上の住宅
 免震建築物
 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

- ・住宅取得者が50才以上で、都道府県民税の所得割額が以下に該当すること

消費税 8%時 ……9.38万円以下（収入額の目安510万円以下）
 消費税 10%時 ……13.30万円以下（収入額の目安650万円以下）

- ・登記上の持分を保有するとともに、その住宅に自分で居住する者

◆手続きの流れ



◆申請に必要な図書

- 現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書
- 委任状（代理者が申請手続きを行う場合）
- 設計内容説明書
（共同住宅等の場合は、耐久性・可変性の審査が必要な共用配管、バリアフリー性の審査に必要な共用部分に係る設計内容説明書も必要となります。）
- 付近見取図、配置図その他下記①～⑤のいずれか1つ以上の基準に適合していることの確認に必要な図面
- 証明書発行のためにその他必要となる図書

◆手数料（一戸当たり）

▷戸建住宅^{※1}

適用基準		一般	評価書等 ^{※2} 活用
省エネルギー性	① 一次エネルギー消費量等級4以上、または、断熱等性能等級4の住宅	18,000	5,000
耐久性・可変性	② 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅 (共同住宅等については、一定の更新対策 ^{※3} が必要)	10,000	
耐震性	③ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上の住宅	20,000	
	④ 免震建築物		
バリアフリー性	⑤ 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅	10,000	

※1…併用住宅は「戸建住宅」に含む。

※2…「評価書等」とは、適用基準を満たすことを証する以下の書類をいう。

- ・センターが発行した設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、住宅性能証明書
- ・長期優良住宅認定通知書
- ・住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書

⇒上記のいずれかによって基準への適合が確認できる場合は、必要図書c)～e)のうち、適合を確認するための図書は省略可。

※3…「一定の更新対策」とは、躯体天井高の確保（2.5m以上）及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと。

▷共同住宅等^{※4}の手数料は、証明基準の種類及び延床面積等を勘案して、別途見積りとさせていただきます。

※4…長屋・重ね建て住宅等は「共同住宅等」に含む。

申請窓口
お問い合わせ先



一般財団法人なら建築住宅センター
 業務課 TEL:0742-27-6555
<http://www.zainara-kjc.net>

当センターではワンストップサービスをご提供できるよう、建築確認、住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素建築物、住宅性能証明、省エネ法に基づく建築物調査、住宅省エネラベル適合性評価、フラット35適合証明及び住宅瑕疵担保責任保険（住宅保証機構㈱・㈱JIO・㈱住宅あんしん保証・ハウスプラス住宅保証㈱・㈱ハウスジューメン）等の業務も行ってまいりますので、ぜひご相談ください。



【現金取得者向け新築対象住宅証明書】発行申請に必要な図書

(正本・副本の2部ご提出ください。)

		適用基準				
		省エネルギー性	耐久性・可変性	耐震性		バリアフリー性
		① 一次エネルギー消費量 等級4以上 または 断熱等性能等級4の住宅	② 劣化対策等級3 の住宅で、かつ、 維持管理対策 等級2以上の住宅	③ 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 2以上の住宅	④ 免震建築物	⑤ 高齢者等配慮対策 等級3以上の住宅
申請書		○	○	○	○	○
委任状 (代理者が申請手続きを行う場合)		○	○	○	○	○
設計内容説明書		○	○	○	○	○
図面	付近見取図	○	○	○	○	○
	配置図	○	○	○	○	○
	仕様書・仕上表	○	○	○	○	○
	求積図	○	○	○	○	○
	平面図	○	○	○	○	○
	立面図	○	○	○	○	○
	矩計図	○	○	○	○	○
	基礎伏図	○	○	○	○	
	開口部リスト	○				
	構造図		○	○	○	
	設備図		○			
	その他					階段詳細図など
資料	構造計算書			○	○	
	根拠となる資料	外皮等計算書 断熱材・窓等のカタログ写し			維持管理に関する資料	UB詳細図など

※基準への適合を確認するために必要な事項を他の図書に明示している場合は、上記に該当する図書を添付する必要はありません。